

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

司会（山崎課長）

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回久喜市障がい者施策推進協議会を開会いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます。障がい者福祉課長の山崎と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、久喜市社会福祉協議会から、手話通訳としまして、小島さんと小林さんを配置しております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

では始めに、今年度、人事異動により、4号委員として委嘱している埼玉県立騎西特別支援学校の城戸様から、本日は欠席となっておりますが、台様に変更となっております。

また、同じく、4号委員として委嘱しております、春日部公共職業安定所の鈴木様から斉藤様に変更となりましたことから、この場を借りてご報告をさせていただきます。

それでは、令和6年度第1回久喜市障がい者施策推進協議会を始めさせていただきますと思います。

本日の出席委員数についてですが、委員20名のうち、出席委員、14名で過半数に達しておりますので、久喜市障がい者施策推進協議会条例第4条第2項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

今回、金井委員、根崎委員、佐藤美和委員、中城委員、弓納持委員、台委員が、欠席となっておりますのでご報告をさせていただきます。

では、会議に入る前に協議会の運営、会議の開催に関する事項について、いくつか説明と確認をさせていただきます。

審議会の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開としておりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には、認めることとしております。

次に会議録の作成についてでございます。

会議録は全文記録、またはできる限り全文記録方式に近い形で、30日以内に作成し公開することとしております。

このため、本日も既に行っておりますが、会議録作成のための録音をさせていただいております。

会議録はてにをは等を修正した後、署名をいただいて完成となりますが、副会長に署名をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料ですけれども、まず1点目は本日の次第となります。

続きまして2点目は資料1「障がい者計画推進状況及び実施状況調査表」、3点目としまして資料2「第6期久喜市障がい福祉計画の推進状況について」、4点目としまして、資料3「第2期久喜市障がい児福祉計画の進捗状況について」、5点目は、資料4「障がい者のための防災の手引き及び改定案」でございます。

なお、障がい者のための防災の手引き及び改定案には、資料4という記載はございませんので、ご了承願いたいと思います。

また本日の会議には、「第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画」、「第6期久喜市障がい者福祉計画、第2期久喜市障がい児福祉計画」をご持参いただくようご連絡をしているところですが、お手元がない場合には、事務局までお申し出いただきたいと思います。

それでは、次に新井会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

2 会長あいさつ

議長（新井会長）

皆さんおはようございます。

会長を仰せつかっております立正大学の新井でございます。

前回もお話をしたかもしれませんが能登半島地震の被災地に、学生を連れて何回も行っているのですが、先日は障がい福祉事業所の方々に少しお話を聞きました。

やはり防災の手引きの改訂、手引きもいろいろ変更するということですが、発災後に生活の一番の基盤となる水とか食料とかを確保するっていうところにおいて、障がいのある方々が一番厳しい状況にあるということが明らかになりました。

給水車に皆さん並んでいる中で、行動障がいがある息子さんと父子世帯で男性のお父さんが手をつなぎながら、給水車を待っているのですが、障がいがある息子さんが動き回ってどうしようもないという状況で、でもそこにみんな並んでいるからどうしようもないし、誰もそこに関わりを持つ雰囲気でもなかったというようなこととかを、職員の方が振り返っていて、やはり1つは、そういう地域の方々に障がいのある人の暮らしとか特性とかを理解していただくっていうのを普段からやっておく必要があるってということと、あといざというときにしっかりと生きるっていうことについて支えられるような基盤を整えるっていうことを、常日頃からやっておく必要があるかなというふうに思っております。

そういった意味では年数回のこの会議ですけれども、小さなことから大きなことまでありますが、1つ1つの議論を積み上げて、しっかりと確認をしながら取り組んでいく必要があると思いますので、今日も評価の点では、忌憚ないご意見をいただきまして、これは新計画の評価ではありませんで、今までの計画の評価ではございますが、その意見を踏まえて久喜市の障がい福祉行政に取り組んでいけるよう、ご意見をいただければというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

司会（山崎課長）

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

議長につきましては、久喜市障がい者施策推進協議会条例第4条の規定に基づき、会長が議長となります。

それでは新井会長よろしくお願いいたします。

3 議 事

（1）障がい者計画の進捗状況について

議長（新井会長）

それでは議事に入らせていただきます。

では初めての方がいらっしゃるかもしれませんが3つ計画がございまして、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画それぞれ法律で決まって、策定することになっているものです。

その評価、昨年度までの計画の評価ということで、資料を取りまとめていただきました。

まずは、障害者基本法に基づく障がい者計画の進捗状況についてということで資料1について事務局よりご説明をお願いいたします。

はい。

事務局（大森担当主査）

それでは説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元にご用意いただくのが、資料1と書かれた、障がい者計画進捗状況及び実施状況調査票をお手元にご用意してください。

この資料は平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする、第2次久喜市障がい者計画に記載された、障がい福祉に関する事業の進捗状況を記載して

おります。

この進捗状況を把握するために、市役所の関係課、久喜市社会福祉協議会や埼玉東部消防組合などに照会をかけて回答を取りまとめたものが、この資料1になります。

第2次久喜市障がい者計画の31ページに計画の体系というのが載っておりまして、この計画の体系全部で8つあるのですが、それを、この資料1の表紙に記載しております。

資料1の表紙をご覧くださいまして、そこに全部で8つの体系がございまして、1つずつ紹介させていただきます。

1つ目が権利擁護・障がい理解で、2つ目が地域生活支援、3つ目が就労支援、4つ目が保健・医療、5つ目が教育・保育、6つ目が、生涯学習・スポーツ・文化活動、7つ目が生活環境、8つ目が安全・安心なまちづくりで、これらの大まかに分けて全部で8つの体系をつくりまして、その体系の下に、括弧書きで、施策の柱、例えば1の権利擁護・障がい理解のところの下に（1）心のバリアフリーの促進、これが施策の柱になりまして、括弧書きの下に、丸で書かれた数字が施策という形になります。

それでは、表紙をめくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。

2ページ目以降に各事業の細かい内容を記載しております。

まず一番上最初の事業名ですが、障がい理解の普及・啓発で、これが事業名になりまして、事業名の右どなりは、事業の内容です。その内容の右どなりの現況と書かれたところが、計画を策定したとき、平成28年度もしくは平成29年度の事業実績をここに掲載しております。

現況の右どなりには目標、目標の右どなりに所管課等を記載しております。

さらに所管課等の右どなりの内容と現況、こちらが令和5年度の事業実績を掲載しております。令和5年度の内容と現況の記載のさらに右どなりには、進捗状況で「○」「△」「×」で、事業の達成具合を記載しております。

全部で208の事業がございまして、「○」と記載した事業が全部で199の事業がございまして。「△」の事業が8事業で、「×」の事業が1事業です。「×」の事業は、この後紹介しますが、障がい者パソコン講座、これを計画していたのですが参加希望者がゼロで、実施をしていなかったということで、「×」をつけさせていただきます。

これから、事業をかいつまんでご紹介をさせていただこうと思います。

まずは、2ページの2つ目、市職員に対する研修の実施です。

こちらが新規採用職員を対象としたガイドヘルプ研修や、窓口職員を対象にした手話研修というのを、毎年度実施しているところになります。

令和5年度の実績としましては、手話研修の基礎、概ね入所3年目ぐらいの職員が対象になるのですがこちらが32人の参加、手話研修の実践、こちらが入庁4年目ぐらいの職員が対象になるのですが、こちらが17人参加しました。

ガイドヘルプ研修ですが、計画段階で新型コロナウイルスの収束の見通しが立たなかったということで、5年度も中止をしておりますので、全体通しては「△」という進捗状況になってございます。

続きまして、5ページを開いてください。5ページの真ん中程、成年後見制度の利用支援という事業がございまして。

こちらが、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、利用が困難な高齢な方や障がい者の方に対して、市長が後見をするという事業になっています。

令和5年度の実績としましては、障がい者が7人で、高齢者が8人利用したというところで、進捗状況が「○」とさせていただきます。

続きまして、9ページを開いてください。9ページの上から2つ目。生活介護の充実という事業がございまして、令和5年度の実績としましては、身体障がい者54人、知的障がい者303人、精神障がい者10人の支援を実施したというところで、進捗状況を「○」にしました。

続きまして10ページの上から2つ目、グループホームの充実、こちらは令和5

年度の状況では身体障がい者14人で、知的障がい者141人、精神障がい者81人のサービスを提供したというところで概ね例年通りということで進捗を「○」にしております。

続いて、13ページの一番上、手話への理解及び普及という事業ですが、令和5年度では子ども向けの手話教室や、大人向けの手話講習会を開催したというところで、進捗状況を「○」にさせていただきました。

続いて16ページの一番上、地域活動支援センター事業の充実というところで、地域活動支援センターⅠ型というのが、ベルベールさん、Ⅱ型がふれあいセンター久喜にあるたいようさんで、Ⅲ型があんご工房さんに事業をしていただきました。これも例年通りというところで、「○」とさせていただきました。

続きまして、19ページの一番下、生活圏の拡大支援という事業で、在宅障がい者の外出を容易にし、生活圏の拡大を図るため、タクシー利用料や、自動車燃料費の助成をするもので、令和5年度ではタクシー券の交付者数が、1,106人で、助成件数が24,607件。自動車燃料券については、交付者数が2,445人、助成件数が41,713件ということで、こちらも概ね例年通りということで、進捗状況を「○」にさせていただきました。

続きまして、22ページの一番下、関係機関との連携というところで、こちらは精神保健福祉担当者協議会を令和5年度では4回を実施させていただいたというところで、状況としては「○」とさせていただきました。

続いて、24ページの真ん中あたり、放課後等デイサービスの充実というところで、利用児童421人というところで、こちらも「○」にさせていただきました。

続いてですね、33ページの上から2つ目、障がい児等療育支援事業の充実というところで、埼玉県が事業所に委託している事業になるのですが、こちらがお配りした段階では、令和5年度の件数が空欄になっております。事業所からの数字の提供が遅くなってしまったため、数字を入れられなかったのですが、こちらに154件と記載をしていただけますでしょうか。前年度が122件に対しての、令和5年

度が154件ということでしたのでこちらも進捗としては「○」とさせていただきます。

続いて、38ページの一番下、理学療法士等による訓練の充実ということで、久喜市立のぞみ園で、令和5年度に言語指導12回実施、理学療法指導11回実施したというところで、こちらも進捗状況は「○」とさせていただきます。

続いて42ページの一番下、在宅障がい者社会活動等支援というところで、こちらで障がい者のパソコン講座を開催するところだったのですが、参加希望者がゼロというところで、実施をしていなかったということで進捗は「×」にしております。これが唯一の「×」の事業となります。

続いて43ページの真ん中、余暇活動の支援ということで、フレンドシップ学級の実施をしているところですが、実施登録者数が令和5年度は16人であったということで、進捗は「○」にしております。

続いて44ページの一番下、民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進というところで、人にやさしいまちづくり促進事業補助金は民間の施設において、老朽化に伴う建て直しや新たな施設を設置する場合に、補助金を出しているのですが、令和5年度では2件の申請件数がありまして、全体で211,000円の補助をしたというところで進捗を「○」にしております。

以上かいつまんで事業の紹介をさせていただきます、これをもって事務局からの説明とさせていただきます。

議長（新井会長）

ありがとうございました。

それではただいまの事務局から説明がありましたけど皆さんからご意見やご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

前々から参加いただいている方はご存じだと思いますが、「○」「×」評価なので事業をやったから「○」という形になっていますので、なかなか分かりづらいと

ころがあると思うのですが、今後、施策推進協議会の議論では次回の評価からは少し違った形で評価をしていただくことを議論したいと思いますので、今年度はこの形の評価ということでご理解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

寺方委員お願いいたします。

寺方委員

寺方です。

41ページの生涯学習推進大会の実施というところで、以前は市内4地区を順に設定しているというふうになっていましたが、現在は、鷺宮行政センターの生涯学習施設まなびスポットを使っていますが、前は広い会場、障がい者でも車椅子でも、どなたでも行けたのですが、私、社会教育委員として参加しておりますが、非常に狭いです。また、エレベーターでしか上がれない。エレベーターは今2つ動いていますが、以前は工事中で片方しか動いていなく、人がいっぱいになかなか乗れない、というようなところもありますので、新しい計画のところでも、障がい者ももっと参加していただくというような趣旨になっているかと思いますが、場所の問題を含めて、どうしたら、障がい者がもっと参加できるようになるのかというようなところを少し検討していただければと思っております。よろしく申し上げます。

議長（新井会長）

はい、ありがとうございます。

寺方委員がおっしゃっていただいた、この部分に限らず、なぜ減少したのか、なぜ或いは増加したのかということも含めて評価をして、例えば今の話ですと41ページの事業ですと、平成28年は参加延べ人数が2,800人ですが、令和5年度は参加延べ人数1,300人という形で、半減ということになっています。

いろいろ会場の都合や、コロナの影響とかもあったかもしれませんが、参加しや

すきや等も含めて評価するためにはなぜ数字が減ったのか増えたのかという評価も併せて、今後していただきたいということでお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

はいお願いいたします、奈良委員。

奈良委員

奈良です。よろしくお願いします。

先ほどご説明があったところですが、42ページの在宅障がい者社会活動等の支援というところで、障がい者パソコンの講座を開いたが、参加希望者がゼロだったので、未実施となっていますが、どうしてゼロだったかとかいう理由はわかりますか。というのは、もしかしたらコミュニケーションを図る上で、パソコンってとても大切かなって思ったのですが、それで、0人だったというのは既にもうパソコンができるからか、もしくは、講座をやる上での困難さが何かあるのか、そこがちょっと気になりました。

議長（新井会長）

障がい者福祉課の事業ですので、事務局からお答えいただけますでしょうか。

事務局（助川課長補佐）

障がい者パソコン教室についてですが、身体障がい者向けのコース、視覚障がい者向けのコースの2コースをご準備させていただきました。

視覚障がい者向けのコースにつきましては、視覚障がい者が例えば音声コードや、点訳を希望されている方に直接パソコン教室の開催についてご案内しました。

身体障がい者向けのパソコン教室については広報で募集をしたところですが、どちらのコースも申し込みがなかったということでございました。

視覚障がい者の方とその中でやりとりしたのですが、視覚障がい者の方はパソコ

ン教室を他で参加をしているので、改めて参加する必要が感じられないと、回答があったところでございます。

身体障がい者の教室については、例年参加があるときないときもあるということで、今後就労していく上で、パソコンのスキルを身につけたいという方が、例年参加していたようなイメージがございしますが、昨年については、ご参加の希望がなかったということで0件となっています。

今年度のお話になるのですけれども、パソコン教室は引き続き今2コース準備しているところですが、視覚障がい者の方については、別にスマホ教室を開催しようと考えておまして、事業者でいうとソフトバンクが都内で、全盲の方向けのスマホ教室実施している実績がございましたので、それと同じような形のをできないかということで、今交渉をしているところでございます。

ですので今後につきましては、パソコン教室もやりつつ、新たにスマホ教室も設けてまして、視覚障がい者の方、特に、ガラケーを使用している方には今後、電子申請が難しいということもございしますので、そういった方が取り残されないような事業を行っていかうということで、パソコン教室の他にスマホ教室もやっていかうと思っております。

今年度もパソコン教室には、できる限り皆さんが参加できるような形で、準備をしているところです。

しかし、ニーズに合わない年は、参加がなかったりするため、去年は参加0人でございました。今年度も引き続き、多くの方に参加していただけるような形のものを行っていきたいと思っております。

議長（新井会長）

ありがとうございました。

今のおっしゃっていただいた、唯一の「×」の事業ですけれども、「○」や「△」のものも含めて今の事業の課題と、あと今後の展望みたいなもの併せて書いて

ていただくと分かりやすくなるかもしれませんが、次回の評価のあり方では工夫をしていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

加藤委員、お願いいたします。

加藤委員

加藤といいます。

ページで言うと、23ページなのですが、精神障がい者の地域移行・定着の促進というところの、1段目のところ、地域移行支援の推進ということで、内容のところに「精神病院に入院している」という表記があるのですが、精神病院という表記が精神科病院というふうに改められているのかなあってちょっと思ったのですが、それが1点目、それから2点目で、進捗状況の方、令和5年度のところが状況、利用なしということで「△」というふうになっていますが、こちらの方は、相談等もないっていう感じでしょうか、相談その他必要な支援ということですが、相談もなかったっていう感じでしょうか。

以上2点ですがいかがですか。

議長（新井会長）

事務局よりお願いいたします。

事務局（助川課長補佐）

精神病院ではなく、精神科病院ということと、あと利用相談実績もなかったのかというご質問でした。

表記については大変申し訳ございません。今後、精神科病院に改めていきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

あと、地域移行の支援の相談ということで、件数の把握はできていないため、お

話はできないのですが、相談はあったということで認識しております。

ただ、実際に移行については繋がらなかったという状況になっております。以上になります。

議長（新井会長）

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

小金淵委員、お願いいたします。

小金淵委員

基幹相談支援センターの小金淵です。

最初に今の23ページの地域移行支援の促進のところですが、私の所属の法人が委託の相談支援事業所を持っておりますのでそちらの方の相談の状況から見た現状を加えて、補足をさせていただければと思います。

おそらくこの地域移行支援というのは、個別給付の地域移行支援事業の利用が無い、ということだったと思っています。下の地域定着支援の促進もですね。

ただ、精神科病院の方から退院に向けての、入院中からの相談支援の相談依頼ですとか、退院に向けた相談の中から、きちっと在宅もしくはグループホームへの生活への移行というのは、年間何件もやりとりをしている状況は、私の委託を受けている法人の相談支援事業所の方からは聞いております。

ですので、久喜市においても精神科病院に入院されている方の、地域でクラスを支援するっていう現状はあるのかなと思っています。

ただそれが移行支援事業という、個別の給付のサービス利用に結びついてないところが、課題というふうに、委託の事業所内でも確認をしているところはありません。

続いて、私の方でちょっと報告を受けての意見というか感想です。

22ページ、関係機関との連携で、関係各課情報交換協議を行う事例検討の場が

4回あって「〇」という報告がありました。

この会に私も参加をして、企画の部分に自立支援協議会として一緒に検討している現状があります。その中では、実施は4回きちっとされているというところが1つ評価すべきところだというふうに思います。

一方、構成はいろいろありますけれども、毎年度1回1回のテーマに沿って個々の関係団体、関係課の参加をして欲しいというような検討を企画しても、依頼をかけさせていただいても参加がないというところで、連携を作ってく場はあるけれどもその内容がもうちょっと、企画側が頑張ってもなかなか進まない現状もあるというふうに聞いていますので、計画でこのようにうたわれているところも、関係各課各所にあわせて伝えるなどして、この連携が進むような、後支えをしていただけると助かるなというふうに思いました。以上です。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

後段のお話はやはり、「〇」の中にもいろいろ課題があるのではないかっていう今の話に限らずですが、事業をやったから、「〇」ということではなく、その中身がどうだったのかっていうのを検証して評価をしていくっていうことの、全体のご指摘も繋がると思います。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。お願いいたします。

片野委員

久喜市栗橋手をつなぐ育成会の片野です。よろしくお願ひします。

44ページの②、事業名が、民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進というところですけども、これ現況のところ補助金が2件で、補助合計額が21万円っていうのが記載されているのですが、もしわかったらどのような施設でどのような改装が行われたのか伺うことはできますでしょうか。

議長（新井会長）

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（助川課長補佐）

こちらの2件については、地域の集会所に手すりをつけるという工事と、あとトイレの改修を行ったという形になります。

こちらにつきましては、毎年市の方で商工会を通じて、あるいは広報くきを通じて、今年度中の工事をやれることについてはまずご相談いただいて、その条件に合致すれば、市の方から補助金を出しますよという形で行っています。

昨年度は2件ですが、今年度は集会所からのお話も今来ていますし、あとは民間事業者ということで、鷺宮の飲食店から、工事をしたいということで相談を受けているところです。

本事業は、申請が多い年もあれば令和5年度のように2件で終わってしまった年度もあります。今年度は既に2件ご相談も来ておりますので、今後も周知等を行っていきまして、件数が伸びていけば、障がい者の利用する施設が、使いやすくなっていくのではないかと考えておりますので、今後とも広報等に力を入れていきたいと考えております。

議長（新井会長）

よろしいでしょうか。

では奈良委員をお願いします。

奈良委員

私もこのところがちょっと気になりました。

民間施設のっていうところで、老朽化などについての補助金交付についてのお知

らせてっていうのは、先ほどのお話でわかったのですが、これ国とかから補助金が降りてきたやつなのか、というのが1つと、それで降りてきたときに、こちらの場合は、きちっとお知らせをしていただけるのか。そこの中から手を挙げたところを検証して、検討して、交付された件数が2件ということですが、これは本当に良い交付補助金交付の事例だと思ったので、こういった国からの補助金等あった場合は、きちっとお知らせはしていただけるのですか。

議長（新井会長）

事務局、お願いします。

事務局（助川課長補佐）

こちらの事業につきましては、市単独の事業になります。

市役所で受け付けて、市役所で審査をし、市役所から補助金を交付するという形になります。

ですので、国からの補助金というものではないので、市でタイミングを見て広報できますし、審査も市役所の中で完結いたしますので、補助金交付決定までは、国の補助金と比べると比較的早く、決定できる形になっています。

令和5年度の補助金交付件数の2件ですが、それ以上にご相談があったかという点、それ以上のご相談はございませんでした。

補助金の申請は、工事前に現場を市役所で確認して、条件に合致する、ということであれば補助金を交付するという形になります。

昨年度は集会所の改修を行いました。当然区長会でも補助金等のご説明をさせていただいております。

トイレを今和式のものを洋式にできないかとか、入口のところの段差を超えるのに、スロープつけるほどの面積がないので、手すりをつけたいなどの、ご相談があれば市で現状を確認しまして、その後バリアフリーに知見がある関係課にも意見を

伺ったうえで、補助金の交付を行っているという形になります。

議長（新井会長）

他にいかがでしょうか。

寺方委員、お願いいたします。

寺方委員

寺方です。

2点ほどあるのですが。

1点目が45ページの、道路新設改良・維持管理事業の推進というところで、視覚障がい者用の誘導ブロックや段差だとかは新しい計画においても、少し1歩進んだ感じがするのですが、この中で「△」というマークがあって、現実、随時確認対応しているというふうにあるのですが、本当なのかっていうのが、心の気持ちなのですけども、駅前見ても、例えば視覚障がい者の点字ブロックが以前は黄色に塗られていたのが、今黄色が剥がれて、そのままタイルの色と同じになっていると、視覚障がい者の中にも全盲の方もいらっしゃいますけども、多分点字ブロックについては認識されてないのかな、とか。

また車椅子で通って本当に1人で通れるのかと。多分この傾きから見ると、絶対無理だという所が、久喜市の駅前においてもいっぱいあるのですが、本当に段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進しているのか、というところが1つです。

もう1つが43ページ、障がい者スポーツの促進、ここもですね少しく、いろいろコロナの影響があったかと思うのですが、13人参加と以前に比べてかなり減っています。

ここについては、新しい計画では、各市内のスポーツ競技団体と図っていろいろやっていくというふうになっているのですが、大分先細りというふうなことが見え

ているのではないかと、思っています。

今年はオリンピック・パラリンピックイヤーですので、埼玉県の方でも、秋に今まで彩の国ふれあいピック秋季大会が熊谷で開催されるとか、県の方でもパラスポーツに力を入れているというふうな状況があるのですが、そういったことを含めて、スポーツ振興課と連携や、また、障がい者に対する令和4年度のアンケートでは、孤独を感じるという回答がありましたので、そういう声を拾い上げて解消できるような、進捗状況の「△」を受けて1歩進めていただければいいというのが感想です。

1個目がどうかなという感想と2個目もどうかなという感想なので、なかなか答えにくいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

議長（新井会長）

答えるといえますか、何かコメントがあればお願いいたします。

事務局からお願いいたします。

事務局（山崎課長）

特に道路関係であれば、当然障がい者の方にはいろいろご不便を感じている部分もある状況かところもありますので、こちらも今日いただいた意見を関係課の方に伝えさせていただいて、なるべく速やかに対応できるように、お伝えをしていきたいというふうに考えております。

また、スポーツでも今おっしゃられたように今年はオリンピック等も控えている年ということもあってスポーツに対しての皆さんの注目っていうのも高まってきている状況もあるかと思っておりますので、障がい者の方のスポーツへの取り組みというところにも結びついていくような流れができればと考えておりますので、スポーツ振興課と連携しながら対応できるように、担当課には、今日はあった意見も含めてお伝えをしていきたいというふうに考えております。

以上となります。

議長（新井会長）

他にいかがでしょうか。

ではお願いいたします。

大内委員

久喜市聴覚障がい者協会の大内と申します。

1つ質問したいことがございます。43ページ、この内容についてと障がい者スポーツの推進についてなのですが、久喜市長から、久喜市「健幸（けんこう）・スポーツ都市」宣言があったと思います。

この宣言には障がい者の関係が含まれているのかどうかというのを確認したいと思います。

議長（新井会長）

久喜市「健幸（けんこう）・スポーツ都市」宣言に障がいのある方が含まれているのか、という問いかけでございますいかがでしょうか。

事務局（山崎課長）

久喜市「健幸（けんこう）・スポーツ都市」宣言の内容を確認させていただいたところですが、一番大きな項目で「都市と自然が調和する永久（とわ）に喜び暮らせるこのまちで、私たち久喜市民は、誰もが輝き、健やかで幸せな生活を送ることを願います。この願いを実現するため、私たちは健康づくりへの意識をさらに高め、一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみます。」と宣言していますので、具体的に障がい者という言葉に触れているわけではないのですが、この中で「誰もが」という形での宣言になりますので、そういう意味では、障がいのあ

る方、ない方含め、すべての方が含まれた宣言というふうないうふうな考えてはいるところでございます。

議長（新井会長）

わかりました。

他にございますでしょうか。

島谷委員

島谷です。

ちょうど障がい者スポーツという話が出ましたので、私今日これだけは申し上げたいなと思っていたところです。

障がい者スポーツという言葉は、私自身非常に何か違和感を持っているのですが、今おっしゃったようにすべての方が行くと、スポーツ基本法が2011年から日本では施行されて、そこには障がい者とか健常者という区別はしてないわけですね。

最近是非常に多くのパラスポーツが出てきていますし、テレビその他でも、パラリンピックも今行われているわけです。そういう意味では、認識は上がってきましたけど、1964年の東京オリンピックがあったわけですね、ちょっと古いですが。あの頃も、当然パラリンピックがありましたが、ほとんど認知していなく、関心もなかった。

でも今は、パラリンピックのほかにも車椅子テニスが旗振り役になって、今大変な人気があります。今ちょうどウィンブルドンでやっています、昨日も見ておりました。間違いなく車椅子テニスが、先頭を走ってくれて、今いろんなスポーツがパラスポーツとしてあるわけです。

私は今、担当の方がおっしゃったのはそれでいいのですが、通り一遍の答えではなく、例えば、担当の方々が、広報で知らせたから終わりではなく、それで応募者

がなかった、で終わるのではなくて、むしろ自分たちから電話して行って、いろんな施設に出向いて、こういうスポーツがありますよと、障がいを抱えている方、視覚障がいの方、いろんな方がスポーツをやっているということをアピールしてもらって、紹介してほしいです。

最後に1つだけ、すいません。ブラインドテニスというのがあります。これは今、少しずつ認知されてきましたけども、全盲の方が18歳ぐらいのときに日本でスタートしたスポーツです。全盲の方がやるわけなので、スリーバウンドまではOKで、あとはボールに細工がありまして、音が少し出るようになっています。ボールを打ったときに、音が鳴るわけです。音が鳴るボールをスリーバウンド以内に相手にボールを打ち返すというルールです。

これを実際に見てもらおうと大変びっくりしますし、感動もします。こういう競技があるということを担当の方からも認識していただき、いろんな方に紹介をしてもらおうというような体制をぜひ考えてもらいたいなと思います。待ち受けているだけでは絶対駄目です。以上です。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

障がいのある方のスポーツについての振興、それを、職員の方がみずから出向いて取り組んでいただきたいというご意見でございました。

大内委員、よろしいでしょうか。

大内委員

大内です。

スポーツの祭典としてオリンピックがあります。障がい者にはパラリンピックがあります。皆さんご存じかと思います。

あとは、知的障がい者の方向けのスペシャルオリンピックというのもありま

す。それは皆さんご存じかと思うのですが、残念なことは、聞こえない方のオリンピックである、デフリンピックについては情報を皆さんあまり持っていないことだと思います。実はデフリンピックが来年、東京で開催されます。久喜市だけではなくて国民皆さんにも周知することが必要だと思います。

障がいのある子どもに将来の夢を作る、将来の夢を与えるためにもデフリンピックの周知をして欲しいと思っています。

うちの近くでは、野球ですとかいろいろな少年スポーツが地域であると思うのですが、少年スポーツには健康な子どもたちが集まっています。けれども障がい者の方は入れない、という状況があります。

障がいを抱えていることによって、少年スポーツに参加ができない、参加を断られてしまう、同じ仲間に入れられない子どもがいらっしゃいます。

障がいのある子どもにもオリンピックという目標があれば夢や希望を与えられると思いますので、障がいあるなし関係なく、周知をして欲しいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

これまで様々なご意見いただきました。

他にご意見はございますでしょうか。

奈良委員

久喜市栗橋地域で、パラリンピックの日本代表で選ばれた酒井園美さんがおります。広報にも載っていたと思うのですが、とても頑張っています。

その子は、うちの学童に通っていて、それで毎回試合のたびにLINEを送ってきて、予選の結果がどうだったとかが言いながら、今回は本当に目指していた、パラリンピックに出られるよっていうLINEが来たので、そういった子もいて、希望を

持てるかなと思ひまして、お知らせしたいと思ひました。以上です。

議長（新井会長）

広報を通じて市民の方に伝えていただいているということですね。ありがとうございました。

こちらの議事の1番ですけれども、この辺りでよろしいでしょうか。

少しまとめにはなりませんけれども障がい者計画の評価については、前期計画の評価はこの日をもってお終いですので、次期評価に向けて、最後皆さんの今までのご意見を踏まえたことを少しまとめたいと思ひます。

私がお伝えしてきたことかもしれませんが「○」「×」「△」の評価っていうところですけどもその中身がどうなのかというご質問が多くありましたので、中身の評価っていうところを事業の効果、或いは課題は何なのかというところを評価と併せてやっていただきたいということがあります。

すべて関連しますが、少なくとも「○」「×」の評価が全部すべてなくなるってことは難しいと思うのですが、少なくとも、今期計画は重点事項などもございますので、或いは主な事業を可能なところは、なぜ減少したのか増加したのかというところを評価する、或いはその事業そのものの評価、効果は何であったかということをお明らかにしていただきたいということが、皆様のご意見だったと思ひます。

加えますと例えばこの資料の2ページ目ですね障がい理解の普及啓発、この事業の評価は「○」ですけれども、例えば計画書を前回と今回見比べてみても、障がいのある人が差別偏見を感じるという回答、前期計画も約半数で、今期計画の調査でも、実は52.3%の方が、差別偏見があるというふうに感じているということで、そう考えますとこの障がい者理解の普及啓発っていうことが、

「○」という評価が、やはり引っ掛かる話になると思ひますので、こういった事業をやった効果とか、或いは市民全体の意識調査と今後踏まえて評価をしていただきたいということがございます。

ではまず議事の1ですけれども障がい者計画の進捗状況についてこれで閉じさせていただきます。続きまして議事の2番目でございます。

(2) 第6期久喜市障がい福祉計画の進捗状況について

(3) 第2期久喜市障がい児福祉計画の進捗状況について

議長（新井会長）

まず、第6期久喜市障がい福祉計画の進捗状況について、これは障害者総合支援法という法律の評価、計画の評価になります。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大森担当主査）

それでは、第6期久喜市障がい福祉計画の進捗状況についてと、第2期久喜市障がい児福祉計画の進捗状況について説明を申し上げます。

まず資料の2をお手元にご用意ください。こちらの方ですが、第6期久喜市障がい福祉計画について、この計画に定められた成果目標や活動指標、に関する実績について、1年に1回、中間評価を行い、障がい者施策推進協議会にて意見を聞くとともに、その結果を公表するということになっております。

資料2の1ページから3ページにつきましては、令和3年度から5年度に対する数値目標と実績値を記載しております。

そして、4ページ以降につきましては、障がい福祉サービスの利用実績、見込量と実績値を記載しています。

続きまして資料3をご用意ください。

資料3につきましては、第2期久喜市障がい児福祉計画の成果目標と活動指標について、1ページと2ページに令和3年度から5年度までの目標値と実績値をそれぞれ記載しております。

3ページと4ページにつきましては、障がい福祉サービスの令和3年度から5年度

までの見込量と実績値を記載しているものになります。

資料2と3のすべてを紹介しますと、時間の方が限られておりますので、個別については省略をさせていただきます。ただ全体的には、令和5年度の実績は概ね計画通りとなっていましたので、これをもちまして事務局からの説明とさせていただきます。以上になります。

議長（新井会長）

では、こちらについてご質問や、ご意見ありましたらお願いいたしますいかがでしょうか。

斉藤委員、お願いいたします。

斉藤委員

ハローワーク春日部の斉藤と申します。よろしくお願いたします。

私の方からは資料2の2ページですね。（4）の一般就労への移行者数の部分ですが、これ1つ目市就労移行支援事業等を通じたっていうところと、2つ目が就労移行支援事業のっていうところで、この違いが私の方で理解しづらかったのでどういう違いがこの1つ目と2つ目であるのかってところが1点と、あと、3年度4年度5年度を比べてみると、5年度がかなり数値的には増えていて、これは大変いいことだと思いますが、この増えた要因ですとか、何か背景とかがあれば教えていただきたいです。

その就労移行支援につきましては、これ実際の見込み数とか利用者数なんかを見ると、5年度特に大きく増えたってところの数字はないのですが、にもかかわらず、一般就労への移行実績ってというのが5年度、急激に増えているので、そういったことも含めてですね、コメントをいただければありがたいと思います。

よろしくお願いたします。

議長（新井会長）

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（小暮係長）

すいません障がい者福祉課の小暮です。

上の就労移行支援事業ですが、障がい者福祉サービスに就労移行支援というものがありますので、そちらを使っていただいて、就労に結びついた方の数になります。

下の就労移行支援事業というのが、市で委託している就労支援センターというものがございまして、そちらを使っていただいて、就労に結びついた方の数になります。

令和4年から令和5年度に増えた要因の1つとして考えられるのが、コロナ禍が明けまして実習等が動くようになって、就労が増えてきたということが考えられます。

議長（新井会長）

ありがとうございました。

等がつくものが、就労移行支援事業、就労移行支援事業所のことで、下の方は、就労支援センターってということですね。

他にいかがでしょうか。

寺方委員お願いします。

寺方委員

すいません寺方です。

今のところで、もうちょっと聞きたいのですが、これはあくまでマッチングの数だと思います。成り立ちましたというところですけども、就労の後、働き続けてい

ますよね、というようなところまでは追ってないですね。

というのは、マッチングしてもらったけれども、うまいこといかないから、もう一回やり直しとか、というところで実績値が増えているとか、実際のそのあたりが分かるようであれば、コメントいただければと思います。

議長（新井会長）

これは、実績数値っていうのがもしかしたら延べという、同じ人がダブルカウントになっていないかっていうご質問だと思いますいかがでしょうか。

事務局（宮浦課長補佐）

お答えします。こちらの人数は延べではなくて、実人数になっておまして、先ほどお話ありましたその後の定着支援等のサービスにつきましても、久喜市で委託している就労支援センターにおきましては、定着支援にも力を入れておりますので、1年後の職場定着率というような数値等もここには出てないですけども、そういった数値もちゃんと出してですね、力を入れてサービスを提供しているところでは。

議長（新井会長）

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

小金淵委員お願いします。

小金淵委員

基幹相談支援センターの小金淵です。

この数値を伺っての現状の状況共有というところの意見になるかと思います。

ここで出されている数値は利用者数見込みなのでいずれにしても、伸びている

というのは障がいのある方が増えているのかもしれないし、今までそういった方がサービス数に繋がる機会とか知る機会が少なかったとしたら、そういったものが周知をされて、希望をする適切な利用者に繋がっている現状というふうにも見れば、これはとても良いことかなというふうに思います。

ただ、一方、私は基幹支援センターなので相談支援事業所ですとか、サービス提供事業所との繋がりもある立場です。そういったところから見ると、受け手の支援者ですとか、事業所が利用者数に比例して伸びているかという相談員の数は変わらない、事業所の新規開設も早々増えていかない、ただグループホームは増えていますが、という現状があるので、利用したい方あとは支給決定が出されても、それを支援したくてもなかなか追いつかないという現状も中にはあるので、そのあたりを今後支援体制として、この数の評価として、どういうふうを考えていくのかというの、ここに出ていない数の部分かなと思います。そこも、担当課とか私が関わっている業務の範囲の中でも考えていかなきゃいけないかなというふうには思っています。以上です。

議長（新井会長）

はい、ありがとうございます。

実際の利用者数や利用したい方はもっといるかもしれない部分っていうのをしっかりと潜在的に、漏れてしまっている部分をしっかりと押さえる必要があるというご指摘でした。

このことについてコメントがありましたら事務局からお願いいたします。

事務局（山崎課長）

今おっしゃられたような、例えば実際の支援員とか事業所の関係ですね、こちらでもきちんと把握できているところとできてないところとあるのかなというふうには、思いますので、こういったところは情報共有等をしてしながら、市としても連携を

進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

加藤委員お願ひいたします。

加藤委員

資料3の2ページで、発達障がい者等に対する支援というところで、令和3年度から令和5年度に対する実績等が記入されておりますが、ペアレントトレーニングや、ペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数というのが、この3年間もずっと0ということで実績が出てますが、ペアレントトレーニング等の必要な方はたくさんいらっしゃるのではないかと思うところですが、これについての案内や紹介についてはどのような形で行って、この0という実績について、今後どのように改善を図っていくのか、考えた方がいいのかなと思われるのですが、よろしくお願ひします。

議長（新井会長）

ペアレントトレーニングの実績値0ということについてですが目標値と大分かけ離れています。

事務局より評価の方お願ひいたします。

事務局（小暮係長）

埼玉県で行っているペアレントトレーニングは広報等で周知をしているのですが、現状が0人なので、課題を精査して今後は参加者が増えるよう、検討してまい

ります。

議長（新井会長）

今のお話しですと、これは県の事業として、久喜市でやっているわけではないという理解でよろしいですか。

事務局（宮浦課長補佐）

こちらの事業は県で実施しているのですが、市では周知を図っているのですが、久喜市で単独でやっているという事業ではないということですね。

議長（新井会長）

はい、ありがとうございます。

では加藤委員のご質問を鑑みますと、そういうニーズを持っている人はいっぱいいるのではないかということですので、そのことも含めて、県の事業に参加する方向でいくのか或いは、久喜市内でしっかり取り組んでいく必要があるのか等についてもご検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

はい、ではこちらの2つの評価については県、国からのこのような枠組みが示されての数字を入れるというような形になっておりますが、今日、委員の皆さんからご指摘いただいた部分としては、その数字そのものの評価だけではなくて数字の裏にあることや或いはニーズを十分満たされてない方々がいるのではないかと、というようなご指摘もありましたので、そういったことも鑑みまして次期の計画の評価を進めていただければと思います。

よろしいでしょうか。では議事の3番まで終わりました。

（4）障がい者のための防災の手引きの改定について

議長（新井会長）

最後の4番目ですね、障がい者のための防災の手引きの改定について、資料4について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（助川課長補佐）

それでは、議事の4ということで、資料4、障がい者のための防災の手引きと、用紙2枚になるのですが、修正後・修正前をお手元にご準備ください。

こちら、障がい者のための防災の手引きは、平成31年の3月に策定をさせていただきました。

この手引きの策定にあたっては、施策推進協議会にお諮りをさせていただいて、その上で策定したという経緯がございます。

今回、障がい者のための防災の手引きは、作成から結構な年数が経ちましたので、中身の修正等を行いたいと考えましたので、今回、施策推進協議会の議題の1つとして、持ち込ませていただきました。

まず初めに、こちら用紙のものと、見比べながら進めさせていただきたいのですが、表紙の裏のページをお開きください。

1枚めくっていただいたところ、はじめにという項目ですが、こちらは、当時の最新のものということで、平成30年9月に起きました、北海道の地震のことが書かれておりましたことから、こちらを令和6年1月のお正月に起きました能登半島地震の表記に変えさせていただきたい、というところの修正でございます。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページの中程から始まります、（2）災害に備えて用意しておくもの、というところでその下の①です。

非常時のために備えておくものというところの項目ですが、こちらチェックリストになっていて、わかりやすいようにと当時は作っていたのですが、こちらを別紙1の通り、非常時のために備えていただくものということで、内容を精査いたしま

して、非常時に備蓄していただくものという意味を含めまして、水や燃料、あとは食料品、ヘルメット、懐中電灯ラジオ、ホイッスル、ポータブルトイレというものを、ご自宅の方で準備しておいてください、という形に変えさせていただきたいと思っております。

こちらは以前の計画ですと、生活必需品も記載しております。どのご家庭でも基本的にあるものをあえて書いているというところがございましたので、意識して備えておくものとして、例えば水であれば、大人1人に対して1日3リットルのペットボトルを7日間分用意して欲しいということで、家に備えておくものという形のもので、統一したいなというところで、こちらを別紙1の通りに修正したいと考えております。

続きまして3ページになります。

3ページの上で、②非常用持出品というところですが、こちら持ち出し品ということで、実際避難する際に持ち出していただくもののチェックリストという形になります。

こちらはカテゴリーが以前は医療関連や救急用品、衣類という形になっていましたが、別紙2のように改めたいと考えております。

大きく変わっているところだと、資料の右下、避難用品、その他の一番下、ストマ用装具／埋込型人工鼻というものを、非常用の持ち出し品に加えさせていただいております。

こちらについては、市の福祉避難所では、まだ備蓄が進んでいないものになっておりますので、実際に避難をされる際には、持ち出し品としては必要となることから、追加させていただいて、資料のとおりチェックリストを改めさせていただきたいなということで、修正案としてお出しさせていただいております。

続きまして14ページをお開きください。

14ページの中ほど、車椅子を利用されている方などの移動の手引きというところになります。

こちらの赤で囲ってあるところですが、手引きという形になっておりまして、車椅子の利用者が段差を降りたり上ったりする場合がありますけれども、当事者からすると、自分の進行方向と違う方向に進まれると困る、場合によっては恐怖心が生じることもあるので、あくまでこの移動の手引きは、例であるという形のものをお示ししたいなというところで、この手引きの後ろに「(例)」という形のものを入れさせていただきたいなという修正でございます。

続きまして、22ページをお開きください。

22ページ中ほどに、2 介助・支援の方法というところで黒丸大きいものが3つございます。

その3つ目のところにヘルプカードを確認しようというところで、精神障がいがある方へ、介助や支援するときの方法の欄ですけれども、こちらヘルプカードの他に、市の方でサポート手帳というものをお配りさせていただいております。

サポート手帳にもご本人の特性を記載していただくものがございますので、ヘルプカードのみではなく、サポート手帳をお持ちであれば、サポート手帳も確認した上で、支援してほしいということの意味を込めまして、ヘルプカードやサポート手帳を確認しましょう、に改めたいと考えております。

続きまして25ページになります。

福祉避難所関係が書かれているところがございます。

こちら、作成した当時は福祉避難所につきましては、発災後すぐに開所される避難所ではなく、避難された方のご要望をお伺いした上で、福祉避難所を開設するという形が当時の主流でございました。

今現在市では、福祉避難所は二次的避難所ではありますが、令和元年度の台風19号の、避難所の開設に関わる検証結果などを踏まえまして、災害が発生する、または発生する恐れがある場合は、一般の避難所の他に、速やかに2ヶ所程度、福祉避難所を早期に開設するという形に改められております。

そのため、この25ページの福祉避難所の表記が当時のままになっていることか

ら、お手元にあります別紙3のように、全面修正ということで、改定したいと考えているところでございます。

また、資料にはありませんが、36ページ以降に防災行政無線や、防災無線の音声応答サービスについて、危機管理課で作成しているチラシのように改めたいと考えておるところでございます。

あとその他ですが、ページ全体にわたりまして、総合支所というような表記がございました。

現在は、行政センターに改められておりますので、そちらの方につきましては、該当箇所すべてにおいて行政センターに修正したいと思っております。

障がい者のための防災の手引きは、防災担当課や福祉避難所担当課と調整した上で策定して、非常に好評をいただいたものでございました。

今回も防災の手引きを改める際に、防災担当課、福祉避難所担当課にも再度確認してもらい、今回の修正案を出させていただいたところでございます。

今回、委員の中にも、初めて手引きを見たという方もいらっしゃるかと思いますので、今日この場で、何かご意見がなかったとしても、持ち帰っていただいて、この辺を直したらどうだろうかというものがございましたら、次回の会議、年明けぐらいになるかと思いますが、会議の1ヶ月前ぐらいまでに、事務局の方にお伝えいただければ、そちらも含めて修正して、次の第2回の会議の際に、お諮りさせていただき、実際の確定稿という形にさせていただきたいと考えております。

改訂後は、市の防災アプリの方からも、この障がい者のための防災の手引きが見られるような形の仕掛けを作りまして、お手持ちのスマートフォンでも見られるような形で、広く周知していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新井会長）

はいご説明いただきました。

皆様から、今日のところでのご意見ありましたらお願いいたしますいかがでしょうか。

片野委員

久喜市栗橋手をつなぐ育成会、片野です。これは防災とか障がいに関わらずですが、ちょっと質問してもいいでしょうか。

最近テレビでよく見ることがあるのですが、ライブ119という、119番に連絡した際のけがや、病気などで緊急事態が起きたときに携帯からかけると、消防署の方からカメラ機能というか、映像が送られてきて、実際の映像を見ながら対応してもらえるという機能があるそうなのですが、久喜市での導入があるのかどうかというところを伺いたいのと、もしあるのであれば、どこかに載せていただくというのも、いいのかなと思いました。

議長（新井会長）

質問ですがいかがでしょうか。

事務局（助川課長補佐）

すいません、久喜市では対応していないと思います。

こちら東京消防庁で行っているスマホのカメラを使って、現在の状況を消防と共有するシステムで、ついこの間もそれで心肺蘇生で助かったというようなニュース私見たことあるのですが、まだ導入されてはいないかなと思います。

詳しくはないので、もし導入されているようであれば、広報での周知や防災の手引きにも載せていきたいと考えております。

議長（新井会長）

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

奈良委員お願いいたします。

奈良委員

もしかしたら、この後修正されるのかもしれないのですが、26ページ以降の施設の名称ですが私は栗橋地域ですが、27ページの例えば栗橋公民館体育会が、栗橋中央コミュニティセンターへと名称が変わったと思うので、他にももしかしたら名称変わっているところもあると思うので、そこを確認していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（新井会長）

すみません、そこは最後チェックしていただきたいと思います。

事務局（助川課長補佐）

現在の手引きでは26ページから32ページに避難所一覧や指定緊急避難場所避難所を掲載していることですが、こちらは防災の手引きは今後も長く使っていきたいなというところで、今回の改訂でリストを入れる予定は今のところございません。

これとは別に、危機管理課で最新のリストを常に出しておりますので、そちらを参照していただきたいと考えております。

奈良委員

ではこれはなくなるということですね。

議長（新井会長）

この26ページ以降はこの手引きの中にはなくなって、別紙となって随時更新す

るっていう説明だったと思います。

奈良委員

わかりました。

ありがとうございます。

議長（新井会長）

他にいかがでしょうか。

寺方委員。

寺方委員

すいません寺方です。

よくわかってないのですが、この障がい者のための防災の手引きというのは、基本的には障がい者本人、周りに支援していただく方、それから市だとかというところで、3者がこの内容をよく知っていて、運用できれば一番いいなというところですけれども、その辺の心のところを知りたいです。

基本的に障がい者は自分を守ることですから、よく知ってないといけない。

ところが、例えば地区で言うと、区長さんが私のことを知っているというようなところであればいいのですが、区長さんみずからが支援者にちゃんと支援できるような内容になっているのかとか、きちっとできるように、市の方でやっていただければありがたいというのが意見です。

議長（新井会長）

要望ということでよろしいですかね。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか、大内委員、失礼しました。

大内委員

聴覚障がい者協会の大内です。

これを作ったのが平成31年ということで情報が少し古いと思うのですが、東日本大震災、3.11ありましたね。能登半島地震のときもそうなのですが、聴覚障がい者についての情報ですね。聞こえない聞き取りにくい方、ろう者というのですが、聞きにくい難聴者ですとか、高齢の老人性難聴ですとか情報保障について、今、団体の上部の方で、全日本ろうあ連盟の中で、情報機器というのがあります。目で聞くテレビというのがあります。

聴覚障がい者用情報受信装置アイドラゴンというのがあるのですが、久喜市内で、予算の関係もあると思うのですが、できるだけ避難所、小学校または中学校に配備ををして欲しいと思います。

聞こえない方は地震の心配や、何かあったときに、聞こえないとやっぱり困ってしまうので、不安がすごくあります。

3.11のとき、今年の正月の能登半島地震のときもそうでした。

聞こえない方はいろいろ精神的に不安なこともあったというふうに聞いていますので、目で聴くテレビというのを避難所の方に設置をお願いしたいと思います。

今1ヶ所だけふれあいセンター久喜には設置があります。

ただ使わないまま眠っている状況です。機械が古いタイプのものなので、新しいものに交換して欲しいというところと、あと避難所の方にもつけて欲しいということです。

各避難場所に情報を文字で分かるようなものがあればいいと思うので意見を出したいと思いますよろしくお願いします。

議長（新井会長）

はい、ありがとうございます。

事務局からコメントありますでしょうか。

事務局（助川課長補佐）

避難所での情報提供につきましては、視覚障がい者の方においてもそうですし、聴覚障がい者の方においても、情報が入って来づらい状況にあると思います。

情報を声で伝達できない、貼りだされても読むことができないということはやはり問題になっております。

その際の情報伝達方法が色々あることは、障がい者福祉課では承知しているところでございます。

防災の備蓄品を購入する担当課が別にあることから、障がい者が避難した際に、こういったものを用意しておく必要があるということは、機会をとらえて情報提供をしていきたいと思っております。

全部の避難所に、同じものがそろうのが理想的ではあるのですが、やはり備えられないというところもあると聞いております。

ですので、一律にそろえられるものはそろえていただきたいということで今後も、お話しして参りたいというふうに考えております。

議長（新井会長）

よろしいでしょうか。

大内委員

もう1点すみません。

障がい者の中でも足が不自由ですとか目が見えない方ですとか、聴覚障がい者もいます。

市役所の職員は自分も被害があつたりしますよね。

そうすると家族とかの問題もあると思ひますし、自分も被災者になる場合もある

ので、家族を助けられないこともあると思います。

できるだけ自助できるように、目で見るテレビっていうのは本当に必要だと思います。

自分で見て行動ができる、そういう役割もあると思うので、よろしくをお願いします。

議長（新井会長）

要望ということで、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

寺方委員、お願いします。

寺方委員

すいません、寺方です。

ちっちゃいことなのですけども先ほど別紙3の福祉避難所の部分を全面更改することなのですが、ここで社会福祉課に相談とかってあるのですが、このペーパー見ただけで社会福祉課の電話番号が何番なのかってわからないので、連絡先を入れといていただければ、緊急時、先ほど指定避難場所とか、別紙にするとかっていうような話ありましたので、この紙面でわかるようにしていただければと思います。

議長（新井会長）

はい。

今のご意見に関連申しますが、私は被災地支援をずっとやっている立場から、たくさんのお話をしたいのですが、時間の関係上、割愛します。この、障がい者のための防災の手引き、まず実際これ使えるものかっていう観点で言いますと、あらかじめ見る人は、ほぼほぼいないと思います。

実際、あらかじめ見るっていうことではこれをういて訓練がどこだけ行

われているかっていうところにかかってきて、これを用いた訓練を行っていない以上、このような印刷物を、お金をかけて作る意味意義がどこら辺まであるのかな、以前作って好評だったということなのですからけれども、この分厚さとか比較的いい紙で作っていますので、実際自治体によっては障がいのある人向けの冊子と、支援者のための冊子は分けて作っていらっちゃって、障がいのある人の部分も例えば知的障がいの方だと、ルビを振るなど、配慮をしながら、こういうマニュアルを作っている自治体もありますので、そういった少し抜本的にいろいろ考えを改めて作った方がいいのかなというふうに思います。

支援者の方も、実際避難所にいろんな方が集まったときに、この人初めて見る、視覚障がい聴覚障がい精神障がいの方だっていうところで、そこで障がいってどんなことなのかなと思って読むとかっていう使い方をされると、これが例えばこのままこの何ページもあるものが、ネット上にあってスマホで見られたとしても、どこにあるのだって探して、ようやく見つけられるっていうことになりますので、これを誰向けに作るのかというと、まずは障がいのある人たちが、適切に避難したり、備蓄をしたりするためのものであるっていうことと、あと、実際それを避難所とかで受け入れるための被支援者のためのものってというのは、分けけて作っていただいた方がいいのかなってのが、1つ大きなご意見になります。

先ほどのその電話をするとありましたが、実際電話使えないと思います。

通信が遮断している中電話して、私福祉避難所行っていいですかみたいな話は、なかなかならないと思います。

なので、それも現実的なのかどうかっていうのも検証しなくてはいけないですし、だからこそ、事前に訓練とか織り込んで、やるとか或いは事前にそういう方がどれだけいるのかって把握するっていうことが重要になってくるかなと思います。

あと33ページはこれ明らかにもう古い情報で、これ多分、自立支援協議会かこちらの施策推進協議会か忘れましたが、以前防災の担当課の方に来ていただいて話いただいたこともあるのですが、法改正しているのでこれは間違っていますよね。

まず、避難行動要支援者名簿っていうのは作成する義務があるので、自治体が名簿を作る義務があるので、手を挙げた人を登録しますっていう手挙げ方式じゃなくて、名簿を作る義務がありますので、これは明らかにもう間違いです。

かつ申請方法ってありますけども、これ個別支援プランに必要な事項を記入するということは、自分で誰に助けてもらいますっていうのを自分で計画をして、それを出さないと、見守り支援事業に登録してもらえないっていうような作りになっていますが、これも間違いで、個別支援計画を策定する努力義務が自治体に課せられているので、要支援者が、何かアクションをしてやるというよりも、それも必要ですけれども個別支援計画を自治体を作る努力義務があるっていうことを考えると、この自分で登録しないと助けてもらえないっていう形になっているのは、以前の法律で、2021年から変わったはずですので、前も防災課の方の説明では同じような説明だったのですが、そこの認識が違うのかなっていうふうに思いますので確認をしていただきたいと思います。

隣の古河市さんとかは、個別支援計画等の策定をケアマネとか相談支援事業所とかがやっていたらいいと思いますので、川挟んであちら側ではやっていますので、確認していただければなというふうに思いました。

ですのでちょっと意図としてはおそらくマイナーチェンジっていうところでの意図だと思うのですが、そこでマイナーチェンジして、お金をかけて作るよりもそうやって随時更新するということであれば、本質的にいろいろ見直しをして作っていただく方が、いいのかなというふうに思いますので、少しそこはまた今後、ご意見を差し上げてできればなと思っております。

他にいかがでしょうか。

お願いいたします。

大内委員

大内です。2つ質問があります。自分の経験からちょっとお話ししたいと思いま

す。

この手引きを作ったときに、福祉課の方で計画を作ると思うのですが、消防も一緒につくるのかどうか、救急とか、福祉課だけで全部やるのではなくて、大変だと思うので、消防とか救急とかも障がい者の知識があるかどうかわからないので、私も実際経験がありますが、防災訓練に時々参加をするのですが、消防の方たちに対してちょっと耳聞こえないって言っても話しを続けるなど、聞こえないという意味が理解してないということがありました。消防の方も知識が必要だと思いますので、連絡方法も知らないと困りますよね。ですので、消防とか救急の方の理解も必要だと思います。今後一緒に情報共有して作っていただきたいと思っています。以上です。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

先ほどの提案では次回にご提案ということでしたけども、私も事務局の方と相談をしまして、今後の扱い方についてはご相談したいと思います。

他にいかがでしょうか。

片野委員お願いします。

片野委員

久喜市栗橋手をつなぐ育成会、片野です。

すみませんちょっと資料1に戻って質問を1つさせていただきたいのですが。

45ページの交通バリアフリーに関する障がい者ニーズの把握、一番下の欄ですが、障がい者の交通機関関連施設等の改善点についてニーズを把握して、交通バリアフリーに関する要請等を実施する、となっていて現況が障がい者団体との定期的

な協議の中でニーズを把握しているとなっているのですが、実際、自分の息子が車椅子利用者ですけど、ここはたびたびちょっと機会があるごとに、不便さを伝えているところではあるのですがなかなか回答がえられなかったり、具体策がなかったりというところを、感じているので、把握していてそれを実現するように要請等をしているというところですが、具体的にはどんなことを要請しているのかが、わかれば教えていただきたいなと思います。

議長（新井会長）

はい、事務局から回答をお願いいたします。

事務局（助川課長補佐）

すみません。委員から直接何かお話をいただいているということを知ったことがなくて申し訳ないのですが、段差があるとか、使い勝手という点で寺方委員もおっしゃいましたが、ボコボコしていて、車椅子が通りにくいという話があったと思いますが、そのようなお話をいただいた際には道路担当課にはすぐにお伝えさせていただいているところです。

今後、バリアフリーに関してご意見等を伺いたいと思っております、次回計画策定に係るアンケートに、障がいがあるがゆえに使いにくさがあるだとか、何か困っていることがあるという情報は、アンケートで取りたいと考えております。

今後アンケートで、上がってきたものについては、適切な担当課に情報共有をさせていただきたいと考えております。

議長（新井会長）

今のお話と寺方委員がさっきおっしゃったバリアフリーのことについては、もちろん政策で取り組むことが重要ですが、例えばの話ですが、立正大学は熊谷にありますので、熊谷の障がいのある人たちも含めた市民団体の方々が、バリアフリー点

検っていうのを毎年やっていて、この前は新しくできた花園のショッピングモールに行って、うちの学生も含めて車椅子の方が、使い勝手をチェックするバリアフリーチェックというイベントをやっていました。

そういった形で埼玉新聞にも載ったりして、障がいのある方々ご本人や相談支援者の方々に、チェックをする取り組みもあわせてやっていただいて、要求をまとめていただくのも、今後重要になってくると思います。

市の方々が、使い勝手を目視で確認するのはなかなか難しい、実際使ってみてるところだと思いますので、そういった取り組みを市の中で盛り上がっていけばいいのかなというふうに思いましたのでご意見させていただきます。

ちょうど12時になりましたが、議題4番以上でよろしいでしょうか。

議事のすべて、以上でよろしいでしょうか。

最後に1点、大内委員です。

大内委員

大内です。

何回もいろいろすみません1つお願いがあります。

資料1ですけれども、成果の様子を写真でも載せて欲しいなと思います。

そうするとわかりやすいので、こうなったからこうなったよっていうのを写真で載せていただければイメージが把握できるのでいいかなと思いますので要望させていただきます。お願いします。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

「○」「×」だけではなく実質的な成果、実質的な評価っていうのを示していただきたいという要望ですので、評価方法についてまた次年度以降を検討していただければと思います。以上、議事終了いたしました。

どうも、ありがとうございました。

司会を事務局の方にお返しいたします。

4 閉 会

司会（山崎課長）

はい新井課長ご協力ありがとうございました。

以上で本日予定していた議事の方はすべて終了となります。

委員の皆様にはですね、公私ともご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

なお次回の会議ですけれども、令和7年来年ですね具体的に決まっているわけではないのですが、大体2月から3月ごろ、また開催を予定しておりますので、その際に改めてご案内をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上をもちまして令和6年度第1回久喜市障がい者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたりご協力いただきましてありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年8月6日 齋藤 裕子

審 議 会 等 会 議 録

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。